サービスの種類　ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス

事業者名

区分			合計
契約数（専用型）		契約数（共用型）	
参考事項			

注１　契約数（専用型）は、電気通信事業法施行規則第14条の３第１項第３号に規定するデータ伝送役務の契約数を記載すること。契約数（共用型）は、同号で規定されるデータ伝送役務以外のワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの契約数を記載すること。

２　一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

３　一の契約で複数のシステムを利用する場合は、一の契約数として報告すること。

４　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。

５　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、「参考事項」の項に当該事業者名、法人番号及び契約数をそれぞれ記載すること（「契約数（専用型）」に係るものに限る。）。

６　注５に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第12（第２条第１項関係）

［表略］

［注１～５　略］

６　三・九一四世代移動通信システムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

７　注５及び注６に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

８　［略］

様式第12の２（第２条第１項関係）

［表略］

［注１～４　略］

５　第五世代移動通信システムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

６　注４及び注５に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

７　［略］

様式第12の３（第２条第１項関係）

第１表

［表略］

［注１～８　略］

９　ローカル５Ｇ通信システムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

様式第12（第２条第１項関係）

［表同左］

［注１～５　同左］

［新設］

６　注５に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

７　［同左］

様式第12の２（第２条第１項関係）

［表同左］

［注１～４　同左］

［新設］

５　注４に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

６　［同左］

様式第12の３（第２条第１項関係）

第１表

［表同左］

［注１～８　同左］

［新設］